

三重県営サンアリーナ指定管理者制度活用の方針

1 指定管理者制度の活用にあたっての基本的事項

(1) 指定管理者制度活用の目的（期待する効果）

県では、三重県営サンアリーナ（以下「サンアリーナ」という。）の管理について、民間事業者が持つ施設管理に係る専門知識やノウハウなどを効果的に活用することにより、サンアリーナの効用を最大限に発揮させ、県民サービスの向上及び経費の削減を図るとともに、県が目指す施策の実現に寄与するため、指定管理者制度により行うこととしています。

(2) 施設の設置目的（役割）

サンアリーナは、県民の心身の健全な発達及び体育・スポーツの普及振興を図るとともに、文化の向上並びに国際交流及び集客交流の促進を図るため、国際大会、全国大会等のコンベンションや、競技会、コンサート等が開催できる複合施設として設置されました。

(3) 施設運営の基本的な方向性（運営方針）

ア “であいと交流”のステージを提供します。

イ 新たな“であい”によって文化を育み、“交流”を通じて人々に活力を与えます。

ウ 多目的機能を備えた大規模複合施設である特性を活かし、様々な催しを実施し、地域の豊かなコミュニケーションに寄与します。

エ 特色のある文化活動や国際交流、スポーツの普及振興に取り組み、魅力ある三重県に貢献します。

オ 様々な活動を通じて、経済を活性化し、地域振興に寄与します。

(4) 施設の概要

- ア 施設の名称 三重県営サンアリーナ
- イ 所在地 三重県伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4
- ウ 構造規模等
- | | |
|------|--|
| 構造 | 鉄筋コンクリート造及び鉄筋造3階建て |
| 敷地面積 | 28,645 m ² |
| 延床面積 | 24,312 m ² |
| 施設内容 | メインアリーナ、サブアリーナ、レセプションルーム、第1～5会議室、第1～2特別室、他 |
- エ 完成時期 平成6年5月
- オ 指定管理者制度導入時期 平成18年度から

(5) 指定管理者が行う業務の範囲（業務内容、要求水準、成果目標）

指定管理者が行う業務の具体的な内容は、次のとおりです。

なお、指定管理者が業務の遂行にあたり、県民に提供するサービスの水準を確保するため、個々の業務区分ごとに具体的な「要求水準」を募集要項の中で定めるとともに、業務の質の向上を図るため、次の「成果目標」を定めることを予定しています。

ア 業務の内容

(ア) サンアリーナの事業の実施に関する業務

(イ) サンアリーナの施設等（設備及び器具を含む）の利用の許可等に関する業務

(ウ) サンアリーナの利用料金の収受等に関する業務

(エ) サンアリーナの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

(オ) サンアリーナの管理上必要と認める業務

イ 成果目標

(ア) 施設全体の利用人数 年間 30 万人以上

(イ) メインアリーナの平均稼働率 年間 60%以上（※）

(ウ) サブアリーナの平均稼働率 年間 70%以上

(エ) 自主事業実施件数 年間 30 件以上

※ 平均稼働率とは、午前（9時～13時）、午後（13時～17時）、夜間（17時～21時）の単位で算出した稼働率です。

(6) 利用料金制採用の考え方

サンアリーナの管理運営にあたっては、指定管理者の民間的発想に基づく柔軟かつ機動性のある経営を引き出し、多様な県民ニーズに対応できるサービス提供や効率的な施設運営を目指して、利用料金制（地方自治法第244条の2第8項の「利用料金」をいう。）を採用します。

(7) 指定の期間（予定）

本県における指定管理者の指定の手続き等に関して必要な事項を定めた「指定管理者制度に関する取扱要綱」第4条に規定する指定期間の標準に基づき令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とします。

(8) 指定管理者に支払う指定管理料の上限額

指定期間中における指定管理料の総額は、次に示す額を上限とします。

上限額	1,014,500 千円（消費税及び地方消費税を含む）
〔内訳〕 令和2年度	0 千円
令和3年度	202,900 千円
令和4年度	202,900 千円
令和5年度	202,900 千円
令和6年度	202,900 千円
令和7年度	202,900 千円

2 指定管理者の募集及び選定等に関する事項

(1) 募集の方法

サンアリーナでは、管理の業務を効果的かつ効率的に実施するため、指定管理者を公募により募集する予定です。

(2) 選定委員会の構成と委員選定の視点

指定管理候補者の選定にあたり、その選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくため、県職員以外の有識者等で構成する「三重県営サンアリーナ指定管理者選定委員会」を設置します。

選定委員会は、学識、経験、男女比などを考慮した上、弁護士、公認会計士、企業経営に関する有識者、スポーツに関する有識者、施設利用者の代表者（公募により選定）による計5名の民間委員で構成することを予定しています。

(3) 審査の方法及び審査基準等の考え方

選定委員会では、申請団体から提出された事業計画書等についてヒアリングを実施した上で、次の審査基準等に基づき総合的な審査を行います。

県は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最適と認められる団体を指定管理候補者として選定します。

なお、詳細な審査基準、配点については、選定委員会で決定します。

[審査基準]

- ①事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること。
- ②事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること。
- ③事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること。
- ④事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の縮減を図るものであること。
- ⑤指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること。

3 今後の日程に関する事項

令和2年	2月	2月定例会月会議へ債務負担行為設定の予算議案を提出
	5月	選定委員会の公募委員の募集（6月上旬まで）
	7月	第1回選定委員会の開催（審査基準・配点表を決定） 指定管理者の募集を開始（9月上旬まで）
	9月	9月定例会月会議へ指定管理候補者の申請状況を報告
	10月	第2回選定委員会の開催（ヒアリング審査） 第3回選定委員会の開催（順位決定）
	11月	11月定例会月会議へ指定管理者指定議案を提出
令和3年	1月	指定管理者の指定
	3月	指定管理者と協定を締結
	4月	指定管理者による施設管理を開始